



平成24年9月10日

石川県公立大学法人

理事長 寺西 盛雄 様

石川県公立大学法人評価委員会

委員長 林 勇二郎



石川県公立大学法人の平成23事業年度の
業務実績に関する評価結果について（通知）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定に基づき、平成23事業年度に係る業務の実績について、別添のとおり評価しましたので、同条第3項の規定により通知します。

石川県公立大学法人

平成 2 3 年度業務実績に関する評価結果

平成 2 4 年 9 月

石川県公立大学法人評価委員会

I 全体評価

中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

石川県立看護大学及び石川県立大学は、昨今の大学を取り巻く厳しい状況にあって、これまで以上に地方公立大学としての役割と要請に応えるため、大学の機能を強化し、主体的かつ個性的に活動すべく、平成23年4月、公立大学法人に移行した。

大学法人は、第1期中期目標期間（平成23年度～平成28年度）を、法人運営基盤の整備の時期と捉え、学生満足度の高い教育の提供、地域貢献活動の推進、広報活動の充実及び弾力的・機動的な運営体制の構築を計画の柱に掲げ、初年度（平成23年度）の業務に取り組んだところである。

平成23年度は、法人化初年度ということもあり、理事長及び学長を中心とした迅速な意思決定体制の構築など、法人運営及び大学運営を円滑に実施する取り組みが多く計画されたが、それらについてはおおむね着実に実施され、法人への移行が順調に図られているものと判断できる。

石川県立看護大学では、課題解決・探求活動の実践力強化を目的とした演習やプロジェクトゼミの導入、看護現場の実態に即した教育の実施のため、病院などの実習施設との連絡体制強化など、教育環境の充実に地道に取り組んでいる。地域貢献としては、地元かほく市との包括連携協定に基づき、認知症に係るシンポジウムの開催など地域に根差した活動を展開している。今後、これらの活動が石川県立看護大学の地域貢献の核となる事業として確立され、全国に発信できるまでに発展することを期待する。

石川県立大学では、修学支援策としてポートフォリオシステム（※）を導入し、学生の自律的学習力、就業力等の向上に努めている。地域貢献としては、財団法人石川県産業創出支援機構（ISICO）など関係機関との情報共有の強化を図るとともに、中島菜など地域ブランド作物の高付加価値化に向けた研究に取り組んでいる。今後、地域を支える高等教育機関として、県内の産業振興等の貢献に向けて、これまで以上に発信力を高めることを期待したい。

大学法人の年度計画全体としては、年度計画にある２７０の事業項目のほとんどが、おおむね順調に実施されており、評価委員会が実施した項目別評価においても、Ａ評価（計画どおり進んでいる）が６項目中３項目、Ｂ評価（おおむね計画どおり進んでいる）が６項目中３項目となっている。

以上のことから、平成２３年度の業務実績の全体は、中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施している状況であると認められる。

なお、公立大学法人に問われる中期目標・中期計画は、大学が計画性をもって積極的に改革を進める仕組みであり、計画立案は大胆にして慎重かつ総合的な視座が欠かせない。しかしながら、高等教育を取り巻く社会の変化はあまりにも急激であり、このような状況で、政府による大学改革実行プランが提示されるなど、公立大学法人にとっても厳しい対応が迫られている。

石川県公立大学法人においては、大学法人として緒についたばかりであるが、このような高等教育を取り巻く急激な環境変化を自ら分析し、中期計画に良い意味で縛られることなく、不断の対策を主体的に講じておく必要があると考える。

（※）ポートフォリオシステム

学生の大学における「個人経歴資料」又は「学習経過資料」を作成し、自律的学習力、社会人基礎力及び就業力を向上させるためのシステム

Ⅱ 項目別評価

1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価	B	おおむね計画どおり進んでいる。
----	---	-----------------

年度計画に記載の 95 の小項目のうち、7 項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、87 項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」、1 項目が「Ⅱ（年度計画を十分には実施していない）」と認められ、Ⅳ又はⅢ評価の割合が全体の 9 割以上であることから、中期計画の実施状況はおおむね計画どおり進んでいると評価できる。

平成 23 年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 課題解決・探求活動の実践力強化を図るため、模擬患者を活用した演習内容を構築し実施した。

また、学生が能登町において健康キャンペーン活動を実施するなど、地域住民との関わりを通して社会性の育成に努めている。

- かほく市との包括連携協定に基づき、子育て支援や高齢者支援を実施した。なかでも、平成 12 年の開学以来、地元と連携して取り組んできた認知症支援対策の一環として、「認知症にやさしいまちづくりシンポジウム」を開催するなど、専門知識や研究成果を地域社会に還元する取り組みを行っている。

2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価	B	おおむね計画どおり進んでいる。
----	---	-----------------

年度計画に記載の 84 の小項目のうち、6 項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、76 項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」、2 項目が「Ⅱ（年度計画を十分には実施していない）」と認められ、Ⅳ又はⅢ評価の割合が全体の 9 割以上であることから、中期計画の実施状況はおおむね計画どおり進んでいると評価できる。

平成23年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 地域ブランド作物である中島菜についての研究を実施し、血圧上昇を抑える効果を約3倍に高める技術を確立した。
- 大学の地域貢献のさらなる活性化を目的として、財団法人石川県産業創出支援機構（ISICO）と連携協定を締結するなど、関係機関との情報共有の強化を図る体制を整備した。

3 業務運営の改善・効率化に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の38の小項目すべてが「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成23年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 大学法人の経営的視点を強化するため、既存の体制にとらわれることなく、理事長の責任において、予算配分や人員配置を行う体制とした。

4 財務内容の改善に関する目標

評価	B	おおむね計画どおり進んでいる。
----	---	-----------------

年度計画に記載の23の小項目のうち、1項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、20項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」、2項目が「Ⅱ（年度計画を十分には実施していない）」と認められ、Ⅳ又はⅢ評価の割合が全体の9割以上であることから、中期計画の実施状況はおおむね計画どおり進んでいると評価できる。

平成23年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 経費の効率的執行の観点から、清掃・警備など、施設管理業務の委託契約内容について見直しを行い、経費削減を図った。

平成23年度の実績のうち、次の事項に課題がある。

- 大学法人の財務において、学生の受け入れ業務が健全に実施されているかどうかが重要である。計画では、広報活動の強化による志願者数の増加などに取り組むこととしているが、両大学ともに、オープンキャンパス参加者の動向調査を実施していないことから、早急に対応することが求められる。
また、より効果的な広報や、一般の方にも分かり易い情報発信の手法に関して、十分な検討を行うことが求められる。

5 自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の2の小項目がともに「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成23年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 石川県立看護大学は、学生支援や教育内容等の事項に関して、自己点検評価を実施し、従前の取り組みの効果の検証や改善事項の検討を実施した。
石川県立大学は、前年度（平成22年度）に実施した独立行政法人大学評価・学位授与機構の認証評価結果における指摘事項に関して改善を行った。

6 その他業務運営に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の２８の小項目すべてが「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成２３年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 両大学ともに、学生に対するアンケートの実施や、教員と学生との意見交換会を実施し、学生の意見・要望の把握に努めている。

また、石川県立看護大学においては看護協会など、石川県立大学においては食品協会など関連する業界団体等との交流を促進し、各業界が両大学に対して何を求めているかなどの要望把握に努めている。

（参考）項目別評価結果の一覧表

項目名	評価
１ 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標	B
２ 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標	B
３ 業務運営の改善・効率化に関する目標	A
４ 財務内容の改善に関する目標	B
５ 自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標	A
６ その他業務運営に関する目標	A

石川県公立大学法人業務実績評価実施要領

平成24年 3月21日

石川県公立大学法人評価委員会決定

1 趣旨

石川県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う石川県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価に関し、必要な事項を定める。

2 評価方針

- (1) 大学の教育研究の特性及び大学の自主性や自立性に配慮しつつ、法人が適正かつ効率的に運営されるよう、法人の業務運営の改善や向上に資するものとする。
- (2) 法人運営の透明性の確保に資するよう、法人の各事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）の進捗状況や中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の達成に向けた取組の成果を明確に示すものとする。
- (3) 法人がより魅力ある大学とするために実施する特色ある取組や工夫に対して、積極的に評価を行うものとする。
- (4) 評価に関する事務が、法人の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

3 評価の種類

法人の業務実績の評価は、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）により実施する。

4 評価方法

(1) 評価の手法

事業年度評価及び中期目標期間評価は、それぞれ項目別評価及び全体評価により実施する。

ア 項目別評価

評価委員会は、年度計画又は中期計画に定めた最小の事項（以下「小項目」という。）ごとに法人が行った自己評価の内容を検証し、中期目標に定めた最上位の事項（以下「大項目」という。）ごとに5段階で評価を行う。

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務実績の全体について総合的に評価を行う。

(2) 項目別評価

ア 法人による自己評価

- (ア) 法人は、年度計画又は中期計画の実施状況を小項目ごとに次の4段階で評価し、当該実施状況の評価及びその理由等を記載した業務実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）を評価委員会に提出する。

評価区分	評価内容
Ⅳ	年度計画を上回って実施している。
Ⅲ	年度計画を順調に実施している。
Ⅱ	年度計画を十分には実施していない。
Ⅰ	年度計画を実施していない。

※中期目標期間評価においては、「年度計画」とあるのは、「中期計画」とする。

- (イ) 法人は業務実績報告書に、(ア)に掲げるもののほか、大項目ごとに法人として特色ある取組や工夫などを記載する。

イ 評価委員会による法人の自己評価の検証

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人に対してヒアリング等を実施し、小項目ごとに法人が行った評価を検証する。

ウ 評価委員会による評価

- (ア) 評価委員会は、イの検証結果に基づき、当該年度における中期計画の実施状況又は中期目標の達成状況を大項目ごとに次の5段階で評価する。

【事業年度評価の評価区分】

評価区分	評価内容
S	特筆すべき進行状況にある。（特に認める場合）
A	計画どおり進んでいる。（すべてⅢ～Ⅳ）
B	おおむね計画どおり進んでいる。（Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上）
C	やや遅れている。（Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満）
D	重大な改善事項がある。（特に認める場合）

【中期目標期間評価の評価区分】

評価区分	評価内容
S	中期目標の達成状況が非常に優れている。（特に認める場合）
A	中期目標の達成状況が良好である。（すべてⅢ～Ⅳ）
B	中期目標の達成状況が概ね良好である。（Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上）
C	中期目標の達成状況が不十分である。（Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満）
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。（特に認める場合）

- (1) 中期目標期間評価のうち大学の教育研究等の質の向上に関する目標の評価は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条の規定により、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて実施する。

(3) 全体評価

評価委員会は、(2)の項目別評価の結果を踏まえ、当該年度における中期計画の実施状況若しくは中期目標の達成状況並びに法人の業務実績の全体について、記述式により総合的に評価を行う。

5 評価結果

- (1) 評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。
- (2) 項目別評価結果がB又はCの大項目については、法人が自主的に業務運営の改善その他の所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 項目別評価結果がDの大項目については、評価委員会が業務運営の改善その他の勧告を行う。

6 業務実績報告書の提出時期

法人は、業務実績報告書を6月末日までに評価委員会に提出する。

7 その他

この要領は、必要に応じて改定を行う。